

## 了 解 書

Prince-King 株式会社 殿

私は、Prince-King 株式会社(以下、当社という)の運営する「YouTuber 養成講座」及び「クリエイティブソフト短期集中講座」の受講に際し、次の誓約事項を遵守することを了解致します。

(誓約事項)

1. 当社で得た知識・情報は、形態媒体の如何を問わず、在籍中あるいは卒業後に関わらず、受講生以外の第三者に提供する行為を恒久に致しません。
2. 次に掲げる事業を致しません。
  - (1) 動画編集に関するスクール事業
  - (2) 動画共有サイトコンサルタントに関する情報提供事業
  - (3) その他当社に競合する全ての事業
3. 受講の月謝、割賦金は、その支払期限までに支払います。もし、支払期限を徒過したときは、当社が貴殿に対する、その支払期限以後の授業、講座、セミナーその他全ての役務の提供を停止することができ、それに異議を述べません。

受講料の割賦支払いは、その後払いであることを理解し、講義過程が全て終了した後、割賦金の支払が継続している場合、いかなる事由によっても残割賦金の支払義務を免れないことを承知します。
4. 在籍中は、担当講師その他カレッジ運営に当たる社員の指示に従い、講義の妨害その他当社運営の支障となる行為を行いません。

当該違反行為により、退会が相当であると当社が判断した場合、退会させられることに異議を述べず、その指示に従い退会届を提出します。
5. 休会する場合は、休会希望月の前月末までに文書をもって通知するものとします。

休会の際、前払いされた月謝が返金される範囲は、通知が到達した月の次月以降分であることに同意します。なお不慮の事故等により、通知が不可能であると当社が判断した場合は、その判断に従います。